

新旧対照表

新	旧
<p>用地調査点検等技術業務共通仕様書</p> <p>令和2年6月1日 用第1116号県土整備局事業管理部用地課長通知 <沿革>令和3年6月25日用第1158号 <沿革>令和5年6月29日用第1164号 <u><沿革>令和6年3月28日用第1265号</u></p> <p>(成果物) 第20条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。 一～三 (略) <u>(削る)</u> 2～4 (略)</p> <p>(個人情報の取扱い) 第26条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の<u>安全管理</u>のために<u>必要かつ適切な措置</u>を講じなければならない。</p> <p>附 則 この仕様書は、令和2年6月1日から施行し、同日以降に用地調査点検等技術業務委託を行う場合に適用する。</p>	<p>用地調査点検等技術業務共通仕様書</p> <p>令和2年6月1日 用第1116号県土整備局事業管理部用地課長通知 <沿革>令和3年6月25日用第1158号 <沿革>令和5年6月29日用第1164号</p> <p>(成果物) 第20条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。 一～三 (略) <u>四 容易に取りはずすことが可能な方法により編綴する。</u> 2～4 (略)</p> <p>(個人情報の取扱い) 第26条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）</u>等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の<u>適切な管理</u>のために<u>必要な措置</u>を講じなければならない。</p> <p>附 則 この仕様書は、令和2年6月1日から施行し、同日以降に用地調査点検等技術業務委託を行う場合に適用する。</p>

附 則

この仕様書は、令和3年7月1日から施行し、同日以降に用地調査点検等技術業務委託を行う場合に適用する。

附 則

この仕様書は、令和5年7月1日から施行し、同日以降に用地調査点検等技術業務委託を行う場合に適用する。

附 則

この仕様書は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に用地調査点検等技術業務委託を行う場合に適用する。

附 則

この仕様書は、令和3年7月1日から施行し、同日以降に用地調査点検等技術業務委託を行う場合に適用する。

附 則

この仕様書は、令和5年7月1日から施行し、同日以降に用地調査点検等技術業務委託を行う場合に適用する。